

セントラルパーク駐車場管理規定

1. 名 称

セントラルパーク駐車場

所在地 名古屋市中区錦三丁目 15 番 13 号先

2. 駐車場管理者

(1) 所在地 名古屋市東区泉一丁目 23 番 36 号

(2) 名 称 株式会社セントラルパーク

(3) 代表者 代表取締役社長 伊藤 貴宣

3. 目 次

第1章	総則（第1条～第6条）	1～2
第2章	利用（第7条～第13条）	2～4
第3章	駐車料金及び算定等（第14条～第20条）	4～6
第4章	引取りのない車両の措置（第21条～第24条）	6～7
第5章	保管責任及び損害賠償（第25条～第29条）	7～8
第6章	雑則（第30条）	8
	附則（第1条）	8

第1章 総則

(通則)

第1条 セントラルパーク駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規定による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規定を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業日及び営業時間)

第3条 駐車場の営業日は、年中無休とし、営業時間は毎日0時から24時までとする。

(時間制利用の利用時間)

第4条 駐車場の一回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して3日までを限度とする。

ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断により、これを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- （1）自然災害、火災、浸水、爆発、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。
- （2）保安上営業の継続が適当でないとして認められる場合。
- （3）工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は（自動二輪を除く。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて、長さ 5.5m、高さ 2.1m、幅 2.0m、及び重量 2 t を超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口自動発券機により「駐車券」の交付を受け入庫し空車室に入庫するものとする。入庫の際に係員の指示があるときは、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口に設置の自動精算機において駐車券を返却し、駐車料金を支払った後、出庫するか、若しくは場内に設置の事前自動精算機で駐車料金を支払い、認証を受けた駐車券を出口に設置の自動精算機に返却し、出庫するものとする。

3 定期駐車券を使用し駐車する車両（以下「定期駐車券利用者」という。）が入庫するときは、入口自動発券機に定期駐車券を入れ機械が確認した後、定期駐車券が出てくるので、必ず受取るものとする。出庫するときは、出口に設置の自動精算機に定期駐車券を入れ、機械が確認した後、定期駐車券が出てくるので、必ず受取るものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更できる。

(駐車場内の運行)

第9条 利用者は、駐車場の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。(時速5キロメートルを超えないこと。)
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 指定した方向に走行すること。
- (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場(休憩室を含む。以下同じ。)において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内での喫煙及び火気の使用は一切しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ布、吸殻等のゴミは棄てないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場内において、飲酒、賭け事、騒音を発する行為をしないこと。
- (5) 駐車場内において宿泊をしないこと。
- (6) 車両の洗浄、修理等を行うときは、予め管理者の許可を受け、その指示に従うこと。
- (7) 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたりしないこと。又、事故が発生したときは直ちに係員に届出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止すること。
- (9) 車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクの施錠を行い、又外から見える所にバッグ等貴重品を放置しないよう盗難防止に努めること。
- (10) 駐車場内では、営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対しないこと。
- (11) その他駐車場業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は入庫受付を停止する他、次の場合には駐車を断り、又は駐車車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両を損傷し又は汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的な物を積載又は取り付けているとき及び液体等により汚損させるおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返却しない場合。
- (2) 利用者が出庫する際に所定額の駐車料金を支払わないとき、又は定期駐車券での正規の入出庫が確認できないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額
8時から21時まで	駐車時間15分(15分未満は15分に切り上げる)につき 金200円
21時から8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金100円
打切り 0時から24時まで	金3,000円

(消費税を含む)

(駐車時間)

第15条 駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」という。)は、入庫のとき駐車券に打刻された時刻から出庫のとき同券に打刻した時刻までの時間とする。この場合駐車場内での移動、修理、駐車位置変更等のために車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(定期駐車券及び駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、管理者と利用者との間において、定期駐車契約を締結する。ただし定期駐車台数は、駐車場の利用状況に応じて決定する。

2 定期駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該以下で管理者が定めるものとする。

種 類	全 日			平日（土・日・祝日を除く）		
	全 日	昼 間	夜 間	全 日	昼 間A	昼 間B
使用時間	0:00～24:00	7:00～21:00	17:00～6:00	0:00～24:00	7:00～21:00	7:00～19:00
月 額	60,000円	50,000円	30,000円	45,000円	30,000円	25,000円

上記金額は消費税を含みます。

- 3 利用者は毎月末までに翌月分の駐車料金を管理者に持参若しくは当社の指定人に支払うものとする。
- 4 定期駐車券を所持した利用者であっても、その有効期間又は通用期間を超過して駐車した場合は超過時間の料金を徴収する。
- 5 月の途中において契約するときは、その月の定期駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納し、月の途中における解約については、1ヵ月分の定期駐車料金を徴収する。
- 6 定期駐車券利用者は契約以外の車両での利用はしてはならない。
定期駐車の利用者が、定期駐車券記載の自動車を変更しようとする場合は、管理者指定の「登録自動車変更届」を事前に管理者に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- 7 定期券利用者が、駐車場内において著しく秩序を乱し、管理上支障をきたすおそれがある場合は、管理者は定期駐車契約を解除することができる。

(駐車サービス券)

第17条 駐車サービス券は次の表の額を上限とし、当該以下で管理者が定めるものとする。

種 類	券 数	金 額
駐車サービス券	1セット（30分券11枚入）	4,000円

(消費税を含む)

- 2 駐車サービス券の代金は、当該駐車サービス券を引渡しの際、徴収する。

(駐車料金の改定)

第18条 普通、定期等の駐車料金について、公租公課の増減、社会経済情勢の、変動、その他やむを得ない事由があり改定の必要が生じたときは、主務庁に届け出て改定するものとする。

(不正に対する割増金)

第19条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかに

その2倍相当額の割増金を徴収する。

2 定期駐車券利用者が定期駐車券について、次の方法により、これを使用した場合は、当該定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の料金のほかにその2倍相当額の割増金を徴収する。

(イ) 他の車両の定期券を使用した場合。

(ロ) 券面の表示事項を改変した場合。

(ハ) 通用期間又は有効期間を超えて定期券を不正に使用した場合。

(料金の払い戻し等)

第20条 駐車サービス券及び定期券の払い戻し、又は割り戻しの請求には応じない。

2 第5条の規定により、営業休止をしたため、定期駐車券を所持する利用者が駐車することができなかつた場合においては、前項の規定にかかわらず、定期駐車券通用期間満了後1ヵ月以内に限り、その請求に基づき、定期駐車料金の割り戻しを行うものとする。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第21条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は、定期駐車券利用者が定期駐車券の有効期間の満了、解約あるいは解除となった日から起算して3日を超えて車両を駐車している場合において、管理者は、これらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対し通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取る事を請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者及び所有者等は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第22条 管理者は前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な範囲において、車両（車内を含む）を調査できる。

(車両の移動)

第23条 管理者は、第21条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、当該車両を他の場所に移動することができる

(車両の処分)

第24条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であつて、利用者及び所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者及び所有者等に対し通知し、又は駐車場において掲示をして予告した上で、公正な第三者を立ち合わせ車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者及び所有者等に対し通知し、又は駐車場における掲示をして予告した上で引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせ車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対し通知し、又は駐車場における掲示をする。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者及び所有者等に対しその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者又は所有者等に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第25条 管理者は、利用者に駐車券を交付したときから、同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあたっては定期駐車券での入庫から同券での出庫まで）車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあたっては定期駐車券で）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する賠償責任）

第26条 管理者は、車両保管にあたり、第27条及び第28条の規定による場合及び善良な管理者として注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損傷の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付け物に関する免責）

第27条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付け物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第28条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- （1）自然災害その他不可抗力による事故。
- （2）当該車両の積載物又は取付け物が原因で生じた事故。
- （3）管理者の責に帰することのできない事由により生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- （4）第5条の規定による営業停止等の措置。
- （5）第13条の規定による措置。

（損害賠償の請求）

第29条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

（この規定に定めのない事項）

第30条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則

(施行日)

第1条 この規定は昭和53年11月2日から施行する。

改正 平成3年1月2日

改正 平成6年2月1日

改正 平成19年2月1日

改正 平成24年6月25日

改正 平成26年4月1日 (代表者変更：平成26年6月25日)

改正 令和元年10月1日 (代表者変更、駐車料金)

改正 令和6年4月1日 (営業日及び営業時間、駐車料金)

改正 令和6年6月28日 (代表者変更)